



COPY

様式第2号（第5条関係）

一般廃棄物再生利用業指定証

鳴 門 市 第 7 7 号

令 和 6 年 6 月 1 8 日

住 所 香川県観音寺市大野原町福田原 241 番地 1

株式会社バブリック

氏 名 代表取締役 三野 輝男

鳴門市長 泉 理 彦



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号・第2条の3第2号の規定により、次のとおり再生利用業の指定をしたことを証する。

指 定 年 月 日	令和 6 年 6 月 1 8 日
指 定 番 号	第 1015 号
事 業 の 種 類	再生活用 ・ 再生輸送
取 扱 一 般 廃 棄 物 の 種 類	①事業所から排出される生ごみ・動植物性残渣 ②事業所から排出される紙・木・繊維 ③国・県の管理地から発生する草木等
再 生 利 用 の 目 的	堆肥化及び燃料、堆肥副資材として再生利用
指 定 期 間	令和6年6月30日から令和8年6月29日まで
指 定 条 件	鳴門市一般廃棄物再生利用業の指定に関する要綱及び関係法令を遵守すること。